

「農業農村整備事業における『週休 2 日確保工事』 試行要領」廃止後の取扱いについて

令和 8 年 10 月 1 日以降公告及び指名通知する工事から適用します。
(要領は令和 8 年 9 月 30 日限りで廃止します。)

青森県農林水産部農村整備課では、建設業の働き方改革を推進する観点から、「農業農村整備事業における『週休 2 日確保工事』試行要領」に基づき、週休 2 日の確保に当たって必要となる費用の計上等を行ってきたところです。

今般、週休 2 日の取組状況及び国の運用を踏まえて同要領を廃止します。

1 廃止の理由

- 週休 2 日の取組が建設現場に広く浸透したこと。
- 農林水産省の直轄工事において、令和 8 年度から週休 2 日工事の試行を終了し休日の取り方を含む多様な働き方を支援する運用へ見直されたこと。
- 地域、工種及び現場条件等に応じて、受発注者間で工程や休日の確保方法を柔軟に調整できるようにすること。

2 廃止に伴う主な変更

項目	これまで	廃止後
発注方法	発注者指定型又は受注者希望型として発注	いずれも指定しない
費用計上	達成状況に応じて、労務費、共通仮設費率、現場管理費率等を補正	経費補正を行わない
実績確認	現場閉所日等を確認し、達成率を判定	達成状況は確認しない
工事成績評価	休日の確保及び工程管理を評価し、完全週休 2 日は創意工夫で加点	取組状況は評価しない
実施証明書	要件を満たした工事に「週休 2 日実施証明書」を発行	発行しない
総合評価での加点	「週休 2 日実施証明書あり」を評価し、1.0 点加点	令和 9 年 1 月 1 日以降に公告する工事から、評価項目としない予定

3 廃止後の取扱い

- (1) 要領の廃止は、週休 2 日確保工事の取組そのものを廃止するものではありません。
- (2) 当初発注時の工期は、引き続き週休 2 日の確保を考慮して設定します。
- (3) 工期延長について協議があった場合も、週休 2 日の確保を考慮します。